

議案第十五号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十三年二月十二日

提出者

杉並区長

田 中

良

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成十九年杉並区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「規定する週休日」の下に「並びに同条第二項及び第三項の規定により週休日となった日」を加える。

第二十二条第五項中「（勤務時間条例第五条及び第六条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。）」を削る。

第三十三条第二項中「一万千七百円」を「七千九百五十円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（提案理由）

学校教育職員の月六十時間を超える日曜日又はこれに相当する日の超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を改定する等の必要がある。

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

資 料

新 条 例	旧 条 例
<p> 第十一条 略 2 及び 3 略 4 第一項又は第二項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外るとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外るときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（勤務時間条例第五条及び第六条第一項に規定する週休日並びに同条第二項及び第三項の規定により週休日となつた日）をいう。第二十五条第一項において同じ。ㄱの日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。 （超過勤務手当） 第二十二條 略 </p>	<p> 第十一条 略 2 及び 3 略 4 第一項又は第二項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外るとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外るときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（勤務時間条例第五条及び第六条第一項に規定する週休日 をい う。第二十五条第一項において同じ。ㄱの日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。 （超過勤務手当） 第二十二條 略 </p>

2
4 略

5 正規の勤務時間を超えてした勤務

の時間と

割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第二十四条に規定する勤務一時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 及び二 略

6 及び7 略

(義務教育等教員特別手当)

第三十三条 略

2
4 略

5 正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務

時間条例第五条及び第六条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。)の時間と

割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第二十四条に規定する勤務一時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 及び二 略

6 及び7 略

(義務教育等教員特別手当)

第三十三条 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、七千九百五十円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

3 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、一万千七百円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

3 略